

「独立専門家委員会—第二次世界大戦」叢書

—After all survival in the best policy for the Swiss, isn't it?—

上 野 喬

(チャーチル) 首相から (イーデン) 外相へ

1944年12月 3 日

「あらゆる中立国の中でスイスは区別に価する最大の権利をもっている。スイスは恐ろしく断ち切られた国々と我々とを結ぶ唯一の国際的勢力であった。我々が望む通商上の利益を与えてくれたか、ドイツに多くを与えすぎたかということが問題になるだろうか。自国が生きていくためである。スイスは山に囲まれ自己防衛によって自由に味方し、思想に関しては人種に拘らずおもに我々の側にある民主国家であった」。W. チャーチル著毎日新聞社翻訳委員会『第二次大戦回顧録』第22巻、東京 1955. 291.

A. 表工 叢書全巻題名、筆者・頁数

B. 省略語説明

C. 序文

I. 戦時経済政策

II. 略奪政策

III. 絶滅政策

D. 結語

E. 註

A. 表工 叢書全巻題名、筆者・頁数

独立専門家委員会—第二次世界大戦—出版物

Veröffentlichungen der Unabhängigen

Expertenkommission Schweiz-Zweiter Weltkrieg:

Publications de la Commission Indépendante d'Experts

Suisse-Seconde Guerre Mondiale

第 1 巻

Esther Tisa Francini, Anja Heuss, Georg Kreis,

Fluchtgut-Raubgut:

Der Transfer von Kulturgütern in und über die Schweiz 1933-1945 und die

Frage der Restitution

逃亡財—略奪財: 1933—1945年スイスに出入した文化財の移転と返還問題 A. 著者数 3 B. 頁数 595.

第 2 巻

Mario König,

Interhandel:

Die schweizerische Holding der IG Farben und ihre Metamorphosen-eine

Affäre um Eigentum und Interessen (1910-1999)

インターハンデル社：I G ファルベンのスイス持株会社とその変容、所有権と利益をめぐる一事件
(1910—1999年) A. 1 B. 412.

第3巻

Stefan Frech,

Clearing:

Der Zahlungsverkehr der Schweiz mit den Achsenmächten

清算制度：スイスと枢軸側国家との支払い制度 A. 1 B. 381.

第4巻

Gilles Forster,

Transit ferroviaire à travers la Suisse 1939-1945

1939年—1945年スイス経由鉄道輸送 A. 1 B. 246.

第5巻

Jean-Daniel Kleisl,

Electricité suisse et Troisième Reich

スイス電力業と第三帝国 A. 1 B. 204.

第6巻

Christian Ruch, Myriam Rais-Liechti, Roland Peter,

Geschäfte und Zwangsarbeit:

Schweizer Industrieunternehmen im «Dritten Reich»

営業と強制労働：第三帝国におけるスイス工業企業群 A. 3 B. 384.

第7巻

Lukas Straumann, Daniel Wildmann,

Schweizer Chemieunternehmen im «Dritten Reich»

第三帝国におけるスイス化学企業 A. 2 B. 358.

第8巻

Kurt Imhof, Patrick Ettinger, Boris Boller,

Die Flüchtlings-und Aussenwirtschaftspolitik der Schweiz im

Kontext der öffentlichen politischen Kommunikation 1938-1950

1938—1950年の公的政治関係の中のスイス難民、対外政策 A. 4 B. 535.

第9巻

Christiane Uhlig, Petra Barthelmess, Mario König, Peter Pfaffenroth,

Bettina Zeugin,

Tarnung, Transfer, Transit:

Die Schweiz als Drehscheibe verdeckter deutscher Operationen 1939-1952

偽装・移送・通過：1939—1952年の隠されたドイツ工作転換機スイス
第10巻 A. 5 B. 506.

Martin Meier, Stefan Frech, Thomas Gees, Blaise Kropf,

Schweizerische Aussenwirtschaftspolitik 1930-1948:

Strukturen-Verhandlungen-Funktionen

1930—1948年のスイス対外経済政策：構造—交渉—機能

A. 4 B. 568.

第11巻 2 分冊

Peter Hug,

Schweizer Rüstungsindustrie und Kriegsmaterialhandel

zur Zeit des Nationalsozialismus:

Unternehmensstrategien-Marktentwicklung-politische Überwachung

国家社会主義期のスイス軍事工業と軍需品商業：企業戦略—市場発展—政治的統制 A. 1 B. 976.

第12巻 2 分冊

Stefan Karlen, Lucas Chocomeli, Kristin D'haemer, Stefan Laube,

Daniel Schmid,

Schweizerische Versicherungsgesellschaften im Machtbereich

des «Dritten Reichs»

第三帝国勢力圏内のスイス保険会社

A. 5 B. 970.

第13巻

Marc Perrenoud, Rodrigo López, Florian Adank, Jan Baumann, Alain Cortat

Suzanne Peters,

La place financière et les banques suisses à l'époque

du national-socialisme:

Les relations des grandes banques avec l'Allemagne(1931-1946)

国家社会主義期における金融拠点とスイス銀行：1931—1946年の大手銀行とドイツの関係 A. 6 B. 724.

第14巻

Hanspeter Lussy, Barbara Bonhage, Christian Horn,

Schweizerische Wertpapiergeschäfte mit dem «Dritten Reich»:

Handel, Raub und Restitution

第三帝国とスイス有価証券業：取引、略奪と賠償

A. 3 B. 521.

第15巻

Barbara Bonhage, Hanspeter Lussy, Marc Perrenoud,

Nachrichtenlose Vermögen bei Schweizer Banken:

Depots, Konten und Safes von Opfern des nationalsozialistischen Regimes

und Restitutionsprobleme in der Nachkriegszeit

スイス銀行に残された消息不明資産：国家社会主義支配犠牲者の保管庫、口座、金庫と戦後期賠償
問題

A. 3 B. 543.

第16巻

- Unabhängige Expertenkommission Schweiz-Zweiter Weltkrieg,
Die Schweiz und die Goldtransaktionen im Zweiten Weltkrieg:
Überarbeitete und ergänzte Fassung des Zwischenberichts von 1998
第二次世界大戦期のスイスと金取引：1998年中間報告書改訂増補版 A. (21) B. 398.
第17巻
- Unabhängige Expertenkommission Schweiz-Zweiter Weltkrieg,
Die Schweiz und die Flüchtlinge zur Zeit des Nationalsozialismus
Überarbeitete und ergänzte Fassung des Zwischenberichts von 1999
国家社会主義期のスイスと難民：1999年中間報告書改訂増補版 A. (34) B. 487.
第18巻
- Unabhängige Expertenkommission Schweiz-Zweiter Weltkrieg (Hg.),
Die Schweiz, der Nationalsozialismus und das Recht.
Band 1: Öffentliches Recht
スイス、国家社会主義国と法：第一部公法 A. 7 B. 682.
第19巻
- Unabhängige Expertenkommission Schweiz-Zweiter Weltkrieg (Hg.),
Die Schweiz, der Nationalsozialismus und das Recht.
Band 2: Privatrecht
スイス、国家社会主義国と法：第二部私法 A. 4 B. 346.
第20巻
- Gregor Spuhler, Ursina Jud, Peter Melichar, Daniel Wildmann,
«Arisierungen» in Österreich und ihre Bezüge zur Schweiz:
Beitrag zur Forschung
オーストリアの『アーリア人化』とそれのスイスとの関連：調査論考 A. 4 B. 209.
第21巻
- Barbara Bonhage,
Schweizerische Bodenkreditanstalt: «Aussergewöhnliche Zeiten
bringen aussergewöhnliche Geschäfte»,
Beitrag zur Forschung
スイス土地信用銀行：異常時期が異常営業をもたらす：調査論考 A. 1 B. 115.
第22巻
- Benedikt Hauser,
Netzwerke, Projekte und Geschäfte:
Aspekte der schweizerisch-italienischen Finanzbeziehungen 1936-1943,
Beitrag zur Forschung
ネットワーク、計画と営業：1936-1943年のスイス・イタリア金融関係：調査論考 A. 1 B. 149.
第23巻
- Thomas Huonker, Regula Ludi,

Roma, Sinti und Jenische:

Schweizerische Zigeunerpolitik zur Zeit des Nationalsozialismus,

Beitrag zur Forschung,

Durchgesehene Ausgabe des publizierten Beihefts zum Flüchtlingsbericht von 1999,

ロマ、シンティとイエニシュ：国家社会主義期のスイス流浪民族政策：1999年難民報告書への調査別冊

A. 2 B. 131.

第24巻

Bettina Zeugin, Thomas Sandkühler,

Die Schweiz und die deutschen Lösegelderpressungen

in den besetzten Niederlanden:

Vermögensentziehung, Freikauf, Austausch 1940-1945,

Beitrag zur Forschung,

Durchgesehene Ausgabe des publizierten Beihefts zum Flüchtlingsbericht von 1999

スイスと占領オランダにおけるドイツによる身代金強要：1940—1945年の資産強奪、自由の購買、交換：調査論考、1999年難民報告書への調査別冊

A. 2 B. 258.

第25巻

Marc Perrenoud, Rodrigo López,

Aspects des relations financières franco-suisses (1936-1946),

Contribution à la recherche

フランス・スイス金融関係：(1936—1946年) 調査論考

A. 2 B. 210.

総計 A. 63+ (55) B. 10406.

B. 省略語説明

AJDC American Jewish Joint Distribution Committee アメリカユダヤ人統一送金委員会

BF Banque Fédérale (Eidgenössische Bank) 連邦銀行

BHB Basler Handelsbank バーゼル商業銀行

CS Crédit Suisse クレディスイス銀行

GAF General Anilin & Film Corporation ジェネラルアニリンフィルム会社

IKRK Internationales Komitee vom Roten Kreuz 赤十字国際委員会

KBZH Zürcher Kantonalbank チューリッヒ州立銀行

RB Reichs Bank ドイツ帝国（中央）銀行

SBC Schweizerische Bank Corporation スイス銀行会社

SBKA Schweizerische Bondenkredit-Anstalt スイス土地信用銀行

SBV Schweizerischer Bankverein (SBS) スイス銀行連合会社

SHEK Schweizerisches Hilfswerk für Emigrantenkinder スイス移住児童救助会

SKA Schweizerische Kreditanstalt (CS) スイス信用銀行

SNB Schweizerische Nationalbank スイス国立(中央)銀行

SRK Schweizerisches Roten Kreuz スイス赤十字社

SS Schutzstaffel 親衛隊

SVB Schweizerische Volkabank (BPS) スイス国民銀行

SVSt Schweizerische Verrechnungsstelle スイス手形交換所

SZF Schweizerische Zentralstelle für Flüchtlingshilfe スイス難民救助センター

UBS Union de Banques Suisses (SBG) スイス連合銀行

UEK Unabhängige Expertenkommission Schweiz-Zweiter Weltkrieg 独立専門家委員会—第二次世界大戦

VSJF Verband Schweizerischer Jüdischer Flüchtlingshilfen スイスユダヤ人難民救助同盟

WJC World Jewish Congress 世界ユダヤ人会議

C. 序文

1996年12月13日スイス連邦議会は「国家社会主義支配のため、スイス国内に預けられた資産の運命についての歴史的法的調査に関する連邦議会決議案」を満場一致で承認し、1945年来約50年にわたり懸案だった、ナチスドイツ支配下で迫害殺害された人々の当国内預託資産につき公式に実態調査を開始することを決定する。それは以下のような内容である。

第1条 調査対象

- 1、スイス国所在の銀行、弁護士、公証人、信託会社、資産管理会社又は他の自然或いは法人或いは人的会社により、取得され、保管、投資或いは第三者に引渡すべく委託された又はスイス国立銀行SNBにより受領された全ての種類の資産の範囲と運命とを調査する。当調査は、a、ナチス支配の犠牲者となり、当支配の結果信頼すべき通信が途絶え、その財産につき爾後資格者により請求がなされない個人所属の、b、ナチスドイツ帝国支配地域で人種法又は他の差別措置により当人の合法的所有権が剥奪された、c、ナチスドイツ労働党党员、ナチスドイツ帝国、その他の諸機関又は諸代表同じくこれに親しい自然又は法人から発し当資産により行なわれた全金融取引に含まれる、資産に適用される。
- 2、当調査は同じく、スイスにおいて1945年来第1条第1項の資産を対象とした国家的措置にも拡大される。
- 3、連邦参事会(内閣)は専門家委員会の提案又は調査対象の求める新知識又は作業を他の調査委員会に託すことができる。

このように法文冒頭で調査対象を確定し、第2条ではこのため各分野の専門家よりなる「独立専門家委員会」UEK/CIEが連邦参事会により任命され、第3条では調査担当者の当該活動についての守秘義務、第4条では調査記録保管義務、第5条は調査対象機関、個人は超法規的に、調査担当者に全資料閲覧の便宜を与えること、第6条は当参事会が全調査内容処分権を保有し、第7条は調査結果公開と人物資料の匿名性尊重、そして第10条では調査費支出を認めたのである⁽¹⁾。

この法律により「独立専門家委員会」が成立し、スイス歴史学界の重鎮であるチューリッヒ工科大学名誉教授J-Fベルジールを委員長として7人の委員が任命され、通称ベルジール委員会が発足、調査研究が開始された。

ドイツ第三帝国の少数民族絶滅政策により強奪された莫大な金、宝石、有価証券類に関しては第二次世界大戦中からその不法性が批判されていたが、終戦直後から旧所有者への返還、補償問題が国際化する。スイスを中心とする中立国（スウェーデン、スペイン、ポルトガル）への返還運動は凡そ次の三期、（1）1945-52年の終戦処理期、（2）1960-80年代と（3）冷戦終了により、関係者の心が再び過去の痛恨事を想起しうようになった1995年後に区分される。1995年からはアメリカ合衆国の世界ユダヤ人会議WJCを中心とする各種ユダヤ人団体そしてイスラエル共和国も加わって展開されたのは、スイスの各種金融機関に対する関係保存資料再調査の要求であった。しかし当国金融機関の驚くべき封鎖性、関係資料破棄という不法行為の暴露等の醜聞によりアメリカ合衆国の関係者の態度は硬化し、当国所在のスイス金融機関との取引停止という国民的ボイコット運動に連なる気運が高まった。結局スイス国立銀行は保有の金を売却して「連帯基金」を創設、他金融機関による「ホロコースト基金」の設置、連邦政府も亦各種ユダヤ人団体とその弁護士団との間で12億5000万ドルの賠償金を支払うことで合意する。差別、追放、虐殺されたユダヤ人遺族を中心とした諸団体は次第に意志を統一しながら、それ迄は難攻不落の観を示していたスイス銀行から譲歩を引出し約50年の空白の後に、しかるべき成果を失なわれた先人の魂をそして金を手にした⁽²⁾。

スイスは中立国である。これは1815年のウィーン会議において認められた。更に1907年に戦時国際法の一つとして「陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約」がハーグにおいて署名された（日本の当条約批准は1911年）。当条約は行論内容に関わるので関連条項を次に略記する。

まず中立国は交戦国の軍人が個々に当国内を通過することを認め（第6条）、兵器弾薬所謂軍需品の国内通過を認めた（第7条）。但しこれらの許可は交戦国双方に公平に認められることが求められた（第9条）。勿論中立国国民は中立人と規定されるが（第16条）、交戦国双方に対する公平行為が求められた（第17条）。また中立人が交戦国の一方に物資供給、起債を中立国内から行うこと

は認められた (第18条)。鉄道材料と規定された鉄道手段使用について、中立国所属の鉄道手段の交戦国内への到達は認められた (第19条) ⁽³⁾。

これらの条文は第一、二次世界大戦はるか以前の国際法のものであることに注意すべきだろう。二度の世界大戦は巨大戦艦、飛行機、戦車、対空高射砲そして原子爆弾の開発実用、更には正規不正規軍人は勿論民間人をも巻き込む規模に拡大し、20世紀初頭の中立法と現実との乖離が著しくなったのである。

中立国スイスの歴史についてもこれまでも多くの著作が発表された。中でも1962年当国連邦参事会の依頼によりバーゼル大学教授E. ボンジュールの執筆した『スイス中立史』全9巻は群書に抜んでいて。彼は誓約者同盟成立、連邦共和国への統合そして世界大戦終了迄の約400年間の当国政治法制外交史を描き切った。この大著のため連邦文書館は開かれ、多くの協力者にも助けられたが、執筆者は彼一人であり、個人の著作としての意義と特徴があった⁽⁴⁾。

「独立専門家委員会—第二次世界大戦」叢書は、その設置こそ議会立法に基づく所謂欽定機関であれ、表工からも明らかな様に、個別執筆者63人、さらに50人を越す調査員の協力による当委員会執筆の二著書を含む、全25巻10406ページの莫大な著作である。勿論「独立」を標榜する限り彼らの専門性は発揮された。こうして2002年前半に全巻が完結出版された当叢書は、1930-40年代スイスの政治、経済、社会史の著作の中でも、かつ二世紀にわたる著作としても圧巻である。このため莫大な当叢書を整理要約することはたやすくはない。しかしながら各巻には本文使用言語順に要約 Zusammenfassung (独) Résumé (仏) Riassunto (伊) と Summary (英) が添付され、夫々の読者の便宜を計っている。更に2002年には当委員会の発足、調査結果刊行、各著作要約を編集した『スイス、国家社会主義と第二次世界大戦—最終報告書—』がペンド社から出版された⁽⁵⁾。

本論では問題の時期の枢軸国 (殊にドイツ) 側とスイスとの政策交渉史を次の三つ、Ⅰ) 戦時経済 Kriegswirtschaft Ⅱ) 略奪 Raub とⅢ) 絶滅 Vernichtung に分類し、当叢書の全貌を紹介することに努めるが、更にC. クロディウス (1943年) の指摘した当国がドイツに供した4大便宜 1) 通過 2) 武器輸出 3) 電力供給と4) 通貨市場をも上述の三政策に組み合わせながら、当中立国、枢軸国そして連合国側三者の動向を瞥見しよう⁽⁶⁾。

I. 戦時経済政策

戦争経済下のドイツは各国と清算協定 Clearingabkommen を締結する。当協定はスイス外国貿易でも重要である。銀行間決済に使われていた当制度は、1930年代の恐慌に苦しむ中・東ヨーロッパにおいて国家間貿易決済方法として用いられる⁽⁷⁾。1931年スイスは世界初の二国間清算協定をオー

ストリアと締結、1934年にドイツ、1935年イタリア、そして1945年迄に英、ソ連を除くヨーロッパの19ヶ国と当協定を結ぶ。対ドイツ清算協定は商業取引が対象で、資本、保険料決済は含まれない。1941—45年に当制度によりドイツはスイスに42億3051万、当制度外方式で8億3734万フランを支払う⁽⁸⁾。当協定は時とともに清算信用即ち国家貸付（無利子）に進展する。枢軸国側はこれによりスイスから軍需品を入手する。1940—46年間に当国はドイツに11億2100万、イタリアにも1945年迄に3億7840万フラン相当品を供与した⁽⁹⁾。1940年9月当国はドイツ主導のヨーロッパ大陸多角決済「ヨーロッパ中央清算制度」に参加する。永世中立国スイスは事実上中立から一步踏出したのである。このため連合国側からの非難は強まるとも弱まらない。全体として当制度により当国には金が流入し、輸出向工業振興、就労機会拡大の効果があったが、他方景気過熱、中立性違反も懸念された。当国は1940年には文字通り四面楚歌となり、当制度は包囲国側への「税金」とみなされた。しかもドイツは他中立国とも当協定を締結する。1940年にスペイン1億8300万ポルトガル3100万スウェーデン3000万そしてトルコ600万フランの契約である⁽¹⁰⁾。

国内市場狭隘、原材料欠如のためスイスは必然的に外国市場に進出し、原材料輸入加工品輸出の加工貿易体制（トラフィーケン）をとらざるをえない。この特徴は世界大戦中でも変わらない。当大戦前・中から繊維、染料に代り医薬品、精密工業製品が多く輸出される。1930年代スイスからドイツ、イタリアへの輸出は輸出全体の38%、後者から当国への輸入は全体の20%であるが、1941—42年には清算協定により夫々40、50%に増大した。スイスからフランスへの輸出は10.8（1939年）2.1（1944年）11.2（1945年）%であり、逆にフランスからの輸入は、同じく14.6、3.7（1941年）そして10.6%である。当該期スイスの貿易上位三国はドイツ、英国そしてフランスである⁽¹¹⁾。

ヨーロッパ大陸中央に位するスイスは建国来自他共に認める通過国である。1930—40年代当国鉄道輸送では、スイス国有鉄道とベルン・リチェベルク・シンプロン鉄道（私有）が主役である。当時期に東ヨーロッパの強制収容所行人間輸送が話題となったが、専門家の調査でその事実は確認されなかった。またムッソリーニ政権崩壊前にイタリア人労働者約18万人が当国経由で北上した。ドイツからイタリア行石炭も、海上封鎖のため、世界大戦中に約40%が当国を通過する。1943年後半からはドイツ軍による北イタリア工業都市からの略奪機器類が大量に北上した⁽¹²⁾。しかしアフリカ戦線増強のためドイツが行なう軍事的輸送は、中立法に抵触し、連合国側を念頭に、スイス輸送当局は次第に割当制、国境駅での臨検強化を行なわざるをえない。当国通過輸送量の増加は前述2鉄道会社の経営業績改善に連なる。このような国内鉄道の正常な運行こそ当国存続の脈拍でもあった⁽¹³⁾。

電力こそスイスがドイツに輸出した純粋国産品である。後者はヨーロッパ有数の電力国だったが、自国火水力発電のみでは戦時経済の電力需要を満たせない。そして一方のスイスには豊富な水力発

電があった。こうして前者と後者は相互に水と石炭の電力を売買する。1942年に前者の後者からの石炭輸入は総輸入量の91.6%である。ライン河畔には7発電所が操業し、発電量は2億3500万KW (1932年) から10億KW (1940年) に増加し、ドイツ向売電の33—44%を占めた。当電力は主として南ドイツやライン河域で操業するスイス企業の子会社工場に送られた。当国の売電収入は1億210万 (1934—39年) から1億5830万 (1939—45年) フランに上昇する。当大戦期を通じたこの白エネルギーと黒エネルギーの交換は、連合国側カーリー使節団との交渉開始前夜の1945年2月28日迄続けられた⁽¹⁴⁾。

第三帝国でスイス企業はどのように営業していたか。UEKはブラウンボヴェリ (発電、エンジニアリング) ロンザ (化成品) アルミニウム工業株式会社 (軽金属) ネスレ (食品) と国境都市バーゼル (ライン右岸は独領ヴァイル・アムライン、グレンザハ、左岸は仏領サンルイ) の化学医薬品企業ガイギー、チバ、ロシュそしてサンドの事例研究を発表する。これら企業のスイス本社はドイツ内子会社から再軍備と人種差別政策の展開拡大について十分な情報を入手していた⁽¹⁵⁾。世界大戦勃発とともにドイツ各子会社の売上高は急増した。しかし本社への配当金、手数料移転は次第に困難となり、当該資金は子会社内で再投資され、これが終戦後スイス企業のドイツ市場再進出を有利かつ容易にしたのである。

1933来ナチスが強行するアーリア化—反ユダヤ、少数民族差別—政策にスイス企業も追従する。即ち当子会社の非アーリア系ドイツ人幹部は追放され、ナチス党员、支持者がその後を襲った。中でも世人の耳目を驚かしたのは、1933年にサンドのドイツ支社 (ニュルンベルグ) の監査役会会長R. ウィルシュテッター (ガスマスク開発による鉄十字勲章、葉緑素研究による1915年のノーベル化学賞受賞者) が更迭された事件である。サンドはこのユダヤ人を見殺しできずスイスに呼び入れた。寧ろ当事件は幸運な例外だった⁽¹⁶⁾。アーリア化政策の徹底と戦時捕虜出現を機に、バーゼルの化学企業は彼らを就労させる。1933—45年のガイギーグレンザハ工場にはオランダ、フランス人33人、同所ロシュ工場でも1940—45年に戦時捕虜61、ロシア人を含む約150人の外国人労働者が劣悪な労働環境下で働かされた⁽¹⁷⁾。

1920年代後スイスは軍需品輸出にも傾倒する。1920—30年の当該品輸出額は中国 (南京政府) 639万2000、ドイツ111万7000、ベルギー109万7000そして日本7万フラン、1939—45年にはフランス801万9000、ドイツ1億7708万1000、イタリア1137万6000、英国653万7000そして日本88万4000フランである⁽¹⁸⁾。1939—44年枢軸国 (独、伊、日、ルーマニア) へのそれは6億2825万5000フラン (全軍需品輸出額の99.2%)、1940—45年のそれは7億5285万フラン (スイス全輸出品額の8.8%) である。この数値に弾丸用フューズ、軍用光学機器を加えれば10億1781万7000フラン (同じく14.3%) に達する。当該品輸出先として英国や他中立国も約16%の割合を占める。しかも後者は当

該品を再輸している。ドイツは当該品輸出国としても最高位にあった⁽¹⁹⁾。

スイスの武器は組立集合式により生産された。各部品製造企業を統括したのはエリコンビュレ（エリコン）、イスパノスィザ（ジュネーヴ）ゾロトウン武器会社（ゾロトウン）と国有企業の連邦軍需製作所（ベルン）である。ここでの前3社は専ら輸出指向である。またドイツ軍需品市場への進出は、利得は莫大だとはいい難かしい。接近参入には仲介料、賄賂が使われる。しかもドイツは武器よりも次第に当国製の工作機械、時計部品転用の歯車を要望していった⁽²⁰⁾。

世界大戦で大きく開発成長されたのは飛行機、対空高射砲、ミサイルである。スイスはエリコンを中心として20ミリ対空高射砲開発で実績をあげる。ドイツの当高射砲保有数は6983（1939年）台から4万8663（1944年）台に増加する。1939—45年にドイツはこれを13万8000台を生産した。エリコンは1940—44年にこれを6006台、弾倉3万9497、入替筒1万1350を供給し、イスパノスィザも北ドイツ機械製作会社に数千の高射砲と部品を供与した⁽²¹⁾。

スイスとドイツの軍需工業企業家の接触は1933年来続けられるが、前者については1938年迄軍需物資輸出入について国家的規制はなかった。戦局の拡大とともに前者は交戦国双方に当該品を輸出する。この状況下で国家間交渉を仲介する人物が出現する。エリコンとドイツ軍需品当局間に介在したのがR. リュシェバイアであり、スイス当局が連合国側の軍需品発注による中立法違反を懸念した折に、彼はベルリンと接触しドイツ当局からの受注により双方の均衡を試みる。更にフランス敗北後、英仏の2億フランのエリコン製品需要が消滅した時期に、彼はドイツ当局から資材・製作・納入の便宜を取得する。終戦後両者取引きを調査した合衆国人G・H・ハルは「彼らは、言っている程戦中期の営業で雪の様に潔白なわけではない。彼らは枢軸国側への奉仕は強制的と陳述するが、R. リュシェバイア尋問の文書による限り・・・ドイツ人への売込みのためベルリンのリュシェヴェーの影響力を使った・・・。利潤動機こそエリコンが枢軸国側と取引きをした唯一の強制を示している」。凡そ公私有区別が極めて困難である武器製造企業を主とする当工業程、中立保持について微妙な立場におかれた工業は当時存在しなかっただろう。結局当国国有製造企業の軍需品輸出は7件の中立法違反を数えたのである⁽²²⁾。

1930年—40年代スイスとドイツの経済交渉の最大の事項は金融特に金取引きであり、当該事項についてのいくつかの著作の日本語訳も出版されている⁽²³⁾。UEK第16巻は1998年出版の『第二次世界大戦におけるスイスと金取引き』の増補改訂版である。

古今東西を問わず金は究極的貯蔵・支払い手段である。ドイツ帝国銀行R・Bの世界大戦中外国向金搬出（13億2040万ライヒスマルク）の77%はスイス経由（S・N・B 9億6140万他銀行5800万ライヒスマルク）である⁽²⁴⁾。当搬出金にはナチスにより略奪された「汚れた金」も含まれる。また金こ

その可溶性に豊み、たやすく出自を消せるため最高最良の加工貿易商品の一つである。しかも当国は隣国からの金を扱ったのみでなく英、合衆国からの約29億フラン「合法的金」を売買した。そして合衆国こそ戦中期スイス金最大の保有国であった⁽²⁵⁾。

ポルトガルのエスクード貨とともに、ヨーロッパ大陸の数少ない自由通貨となったスイスフランにドイツは注目する。鉄鋼硬化用タングステンポルトガルが主産地だったが、ドイツ当局はこの戦略物資獲得のためスイス土地信用銀行S B K Aその他を通じて、エクスード、スイスフラン、そして金の交換を行なった。S B K Aは1942—44年ドイツ用の当該物資3%を供給した⁽²⁶⁾。

戦局が連合国側有利になるや彼らのスイスの金取引きへの態度は厳しくなる。1945年2月のカーリー使節団は爾後S N BとR B間金取引き中止を強要する。彼らは略奪金についての情報を整え、後者が前者に売却した金の8億フラン相当は「汚れた金」と断定し、しかるべき返還を求める。1946年5月当国はあくまでもヨーロッパ再建用を強調しながら、ついには勝利国側に金2億5000万フランを提供したのである⁽²⁷⁾。

スイス有価証券業でもドイツは重要な市場だった。1931年からの当業界不振の中で、ドイツ有価証券市場価格は1940年迄に約20%下落した。ナチスは当証券取引きを統制したが、スイス銀行は彼らのためにドイツ国外所在の利札付証券、株式を買い戻す、これは当業界活性化に連なるとともに、売買差額のため金融当局に莫大な利益をもたらす⁽²⁸⁾。ドイツの占領地域でもスイス有価証券業者は支配者の便宜を計る。これにより前者も利益を得たが、更に当地域からの脱出を計る人々にも外貨を提供する。当業者は略奪有価証券を買付け、代りに、人気のあったスイタ或いはロイヤル・ダッチ・シェル（英蘭石油企業）株を売手に手渡す。世界大戦中のヨーロッパ有価証券売買はこうしてスイスに集中する。当国に略奪証券売買規制は存在せず漸く1940年に当証券の証券市場内取引きのみが規制されたからである。1943年から当市場では漸く宣誓供述書添付が必要となった⁽²⁹⁾。

更に終戦直前連合国側はナチス略奪資産返還について中立諸国の協力を求める。カーリー使節団の要求によりスイスは1945年12月10日有価証券、文化財返還法を発布した。当法に対し銀行は大きく反撥し、1946年2月22日の補足令では外国で失われた有価証券の調査、返還のみに内容が緩和される（当令は10年有効）。当令時効直前785人の返還請求人（760人はオランダ人請求額130万フラン）が出現する。当請求訴訟も1951年に当国内銀行20万フラン支払いの和解により決着した⁽³⁰⁾。

ナチスへの協力はスイス生命保険会社でもみられた⁽³¹⁾。当業も初めから外国市場指向であり、1930年代末に保険料収入の60%以上はドイツからである。彼らも亦アーリア化政策に協力せざるをえない。ユダヤ人店舗打壊しの「帝国クリスタルの夜（1938年4月9/10日）」以降の損害賠償処理でも彼らは支配者側だった⁽³²⁾。1934年ナチスは外国為替規制法により、外国通貨による配当金支払い規制、そして1938年8月の変更法は、当該金のドイツ通貨による支払いを強制したが、保険

業者は追従以外の途はなかった。1941年帝国市民法によるユダヤ系ドイツ人の市民権停止、資産没収にもスイス人業者は保有証券等の提供により、当局の心象をよくしようとした⁽³³⁾。

20世紀初頭から様々な分野を含むスイス銀行業は、更に様々な仕方で外国市場に結合していた。しかし若干の銀行は経営活動に失敗し、存続銀行間の吸収合併により1930年代後半にはクレディスイスCS、スイス銀行連合会社SBS、スイス連合銀行UBS、バーゼル商業銀行BHB、連邦銀行BF、ロイ銀行Leuとスイス国民銀行BSPがドイツそしてフランス金融市場で活躍していた。変動常なき国際政治、金融においていかにしてこれらスイス銀行の独立性を維持するかが当国内で論議される。即ち1932年には脱税容疑のためバーゼル商業銀行パリ支店にフランス官憲の手が入る。是非は別として、銀行業務の守秘が問題とされ、1934年11月には爾後スイス銀行の代名詞ともなる銀行業務内容非公開の銀行法そして1935年には経済スパイ法により守秘義務は充全となる筈であった。しかし1942年スイス信用銀行SKA行員A. デルフリンガーはスパイ行為容疑で逮捕された。彼は1941—42年に当行のドイツ人顧客75人名義（総預金額80万フラン）をゲシュタポに密告し報酬を得ていた。彼は結局終身刑を宣告されたが、ころした不祥事を契機として共同口座、番号口座が外国人により用いられるのである⁽³⁴⁾。後代に批判の対象となったこれらスイス銀行の特徴は結局外国市場重視の一方法であった。

上述のスイス大手銀行7社は1940年末12億5540万フランの貸付残高を示すが、合衆国6億4070万（51%）そしてドイツは1億8550万（14.8%）フラン、1943年末には同じく対ドイツ貸付は8730万フランに達した⁽³⁵⁾。交戦国双方と当国が金融取引を継続していたことは明らかである。例えば隣国フランスについても当国のCSそしてジュネーヴ所在の個人銀行Privatbankは、相手国の目まぐるしい政局変化に対応しながら接触を続けた。こうした金融関係の継続についても殊にピクテ個人銀行の頭取A. ピクテの当国内外の工作が輝いてくる。純粹のスイス人そして中立人である彼の活躍こそフランススイスという二大金融国を結びつけたのである⁽³⁶⁾。

1925年ドイツに出現した巨大化学企業IGファルベンは、バーゼルのグロイテルト銀行と工作して1928年に前者の海外子会社財務を管理する持株会社IGヘミー社を当市に設置する（資本金2億9000万フラン）。合衆国所在のゼネラルアニリンフィルム社GAFは当社管轄である。戦局展開の中でIGファルベンは当社から手を引いた形式をとったが（1940年）、GAF社は合衆国当局により敵性資産として没収される。1945年当社はスイス企業インターハンデル社を名乗り、GAF社権利返還の運動を始める。中立国スイスを中心にかつての交戦国双方の利害が関わった返還請求係争は「迷路的題材」⁽³⁷⁾そのものだった。当社は最終的に銀行SBCの傘下に入り、1961年合衆国当局と当国の間で当社資産の折半処分で決着した。しかし1945年にIGヘミー改組の実態を調査した

監査官A. リースは1940年以降当社とI Gファルベン関係の継続については判断を保留する。法的に解決不可能となった私企業、複数国家に関わる係争解決は窮極的に政治経済的解決となった⁽³⁸⁾。

スイス企業子会社が世界大戦前からドイツに進出していたように、ドイツ人も亦スイスに数百社と想定される、各種の偽装会社を置く。主としてその業務は安全国とみなされた当国に資産を移すことであり、戦中期の転入資産額は7億6260万フラン（全転入資産額の73%）である⁽³⁹⁾。

1944年末勝利を予期した連合国側は、ナチスドイツ要人所有の資産移転と彼らの外国逃亡阻止のため、所謂「安全港」作戦を実施する。前者のスイスに対する圧力により、当国を中心としてナチス親衛隊SSそして要人の資産移転に便宜を計っていた銀行家A. クルツマイヤー、更には同様の便宜を計って「最低の蛇」と断定されたF. カージン博士の行為が明らかになる⁽⁴⁰⁾。またA. アイヒマン、J. メンゲレそしてE. ミューラーはナチスの重要人物として追跡されていたが、彼らは1949—50年にイタリアのジェノヴァから南米に向っている。彼らは赤十字国際委員会IKRK捺印付の旅券により、スイスをそしてヨーロッパを脱出することに成功している。当国内に所謂親ナチス団体が存在し彼らの手引きにより逃亡したのであった⁽⁴¹⁾。

1946年のワシントン協定によりスイス所在のドイツ人資産は早急に清算、引渡すことが諒解されたが、実際にはスイス側の強硬態度が続けられ、漸くその引渡しドイツ人への返還が行なわれたのは1950年代である⁽⁴²⁾。

II. 略奪政策

I) で明らかにされたようにナチス政権そのものが既存のドイツ市民の全体的利益の略奪の上に成立していた。そして略奪こそ戦時経済と絶滅政策を結合しているのである。

スイスはドイツから到来するヒト、モノそしてカネを扱う市場となっていく。UEK第1巻は文化財（絵画、彫刻等の芸術品）の国家間移転につき調査した。文化財は次の3種、1) 第三帝国で略奪され販売のため当国に持込まれた略奪財 Raubgut 2) ナチス当局の略奪回避のため合法的所有者により当国に移された逃亡財 Fluchtgut 3) ナチスの審美観により不適とされ搬入された墮落文化財 Entartete Kunst に区分される。この3) は1) 或いは2) として当国に入る⁽⁴³⁾。当文化財取引についてドイツから所謂芸術品扱い専門業者が入国し、当国内の同業者とともに文化財市場を活性化させた。こうしてドイツから到来した文化財は、美術、博物館そして個人収集家の手に入る。またスイス文化財市場からは搬入に比べて額は少ないが、後者への搬出も記録されている。当市場には様々な業者が活躍したが、例えば移住したユダヤ人業者F. ナタンは当国公共施設への文化財納入に努めたのみでなく、迫害された同胞の脱出便宜をも計った。大手業者「フィデス信託会」Fides の大株主はスイス信用銀行SKAであり、ルツェルンのフィッシャー画廊も当該品の輸出入で要注意業者として監視された⁽⁴⁴⁾。

終戦後連合国側返還基準を参照して連邦参事会は1945年末に、問題の文化財の善意購入者には賠償金を支払う法令を作成した。当法により、二例外を除き略奪財は全て旧所有者の手に戻る。当賠償金は後にドイツ連邦共和国により充当されたのである⁽⁴⁵⁾。

1931年8月緊急外国為替規制、1933年6月ドイツ経済違反取締り、1936年11月第7回外国為替規制補足、1938年3月旧オーストリア住民在外証券供出、同4月ユダヤ人資産申告次いで供出、これらは世界大戦ドイツが制定した資金流出禁止—略奪—の一連の法律である。前述した様にナチス政権にとり戦時経済とは略奪経済の謂なのであり、これは第三帝国内の人種を問わず全住民に適用されたのである。

ヨーロッパ大陸内国家の国民は、自国にない便宜（安いタバコ、食肉、医療、高い金利）を国境沿いに発見すれば、必然的にそこに往来し、歯科街道、金融センターが出現する。スイスとオーストリア国境沿いにスイス銀行の支店が営業できたのも多くのオーストリア人を顧客としたからである。そして1938年3月12日ドイツがオーストリアを併合するや当地域の金融事情の激変が予想された。同3月15日国境沿銀行やザンクトガレン地元銀行を中心として抵当権付債権を中心とした1738万4000フランの貸付残高と1566万フランの借入残高が記録されていた。事態が進めば預金者による大量取付が予想された。S N Bは関係支店に可能な限りの支払引延ばしを勧告するとともに、R Bとは相殺手続で合意する。即ち国境沿銀行等は、在ドイツ、オーストリア封鎖抵当権付債権と当預金者がドイツ当局に在スイスと申告済の資産とを相殺する。こうして金融機関により在スイス預金口座は事実上消滅したとみなされたのである⁽⁴⁶⁾。

これらの措置によっても終戦迄に、72のスイス銀行への外国銀行預金額は2億8450万フラン（1938年）から3億5690万フラン（1945年）に、個人顧客のそれは、同じく、8億8760万フランから9億6010万フランに増加した。終戦後これら預金の大半は処理されたが、関係銀行に連絡しえない所謂音信不通資金 *Nachrichtenlose Vermögen* は爾後50年間にわたる返還交渉の懸案となった。ナチス犠牲者資産額は調査の進行とともに1947年の口座数未定48万2000フランから1997年の5570口座7238万6000フランに増化している⁽⁴⁷⁾。

1930年ユダヤ系ロシア人商人カイドは、チューリッヒのS B Gに39万、S V Bに59万5000フランの預金、チューリッヒ州立銀行K B Z Hの貸金庫に25万フランの有価証券を納めた。当3行は1945年に本人不明として当該資産額をスイス手形交換所S V S tに報告する。しかし当所はこれらを当3行に戻し、彼らはその後報告を行なうことなくこれを保持していた。当人は1948年モスクワで死亡し、遺産相続人として甥のツァールマンDとアフヴァDが指定され、遺産の2/3と1/3とが与えられた。1945年に総額123万5000フランの伯父の資産は、1997年に1093万9546フランに膨張していた⁽⁴⁸⁾。当時合衆国で盛上ったスイス銀行への集団訴訟から離れてこうした解決も行なわれ

ていたのである。

Ⅲ. 絶滅政策

「ドイツとその仲間は約600万のユダヤ人を殺した・・・ユダヤ人が蒙った物質的損害金額は80億ドルを超えると想定される」。1945年アメリカユダヤ人協議会のL. リプスキーの言葉である。そして世界大戦中にスイスは軍人104000、一時難民67000、児童60000、民間人51120（ユダヤ人20000）、移住者10000、そして政治的難民250人を受入れた⁽⁴⁹⁾。

ドイツ語を話すスイス人（ドイチェシュヴァイツ）が全人口の7割にも達するスイスにおいて、これまでの叙述からも明らかな様に、当国は凡ゆる分野で圧倒的にドイツの影響を受けた。とりわけキリスト教文化に彩られているドイツ人とスイス人、森と山の定住人には反ユダヤ人観が連綿として続いている。これは自らが早くから海外貿易に関わっていたオランダ人と著しく異っている。

スイスにおける反ユダヤ主義の兆候は19世紀半から明らかであるが、20世紀初頭からは、ユダヤ人のみではなく、言語と非定住性から差別されたロマ、シンティやイエニシュ人に対しても国内旅行抑制が加えられた。ドイツにおいてもワイマール期からこれら少数流浪民族ーツィゴイナーに對する差別が行なわれ⁽⁵⁰⁾、1933年には遺伝病的後世代阻止、1935年純アーリア化、ユダヤ、ロマ、シンティ人との通婚禁止の帝国市民（ニュルンベルグ）法が制定された。これらは少数差別民族絶滅政策の端緒であり、周知のように第三帝国が拡大発展するにつれて、当該地域での彼らに対する差別、断種、追放、強制収容所における殺害も繰返され拡大された⁽⁵¹⁾。

スイス国境目ざして激増する様々な難民（逃亡者）に対して連邦政府も国民も時期に応じて様々な救助活動を行なう。ニュルンベルグ法成立の翌1936年、当国にはスイス難民救助センターS Z Fが設置された。しかしながら1938年ドイツ・スイス難民問題交渉から連邦参事会はユダヤ系スイス人の旅券に《J》捺印を実施し、前者も直ちにこれに倣った。同年のユダヤ人大迫害により多くの難民がスイス国境に到着したが、入国は禁止された。1939年初頭に当参事会は全移住民に、旅券有効性を認定する、査証（ビザ）義務を制定する。1942年8月に連邦司法警察局は「人種的理由のみによる難民」の国境からの引離しを指示する。当指令対象難民は明らかにユダヤ人であり、出発地への返還は死を意味した。同月末に当参事会員フォン・シュタイガーは「大量占拠に助けの小舟」と発言して当国難民政策の厳格な実施を求める。「舟は満杯である」（ヘスラー）と例えられた認識は国政に関わる人の共通見解ともなった⁽⁵²⁾。公的或いは救助団体の手引きで入国した難民は当国の収容所に入れられた。しかし東ヨーロッパで煙となった人々とは異なり、やがては自由の身に帰れたのである⁽⁵³⁾。難民受入れに協力したのはS Z F加盟の18救助団体であり、1933—53年の活動資金は1億193万3777フラン、その中でスイスユダヤ人救助連合会V S J Fが6894万4347、スイス移住児童救助会S H E Kが809万1023、カリタスが752万6889フランの多額を費やした⁽⁵⁴⁾。合衆国が

実施したヨーロッパ大陸国資産凍結（1941年6月）は、アメリカユダヤ人統一送金委員会A J J D Cからの送金に依存するV S J Fの活動を停滞させたが、S N B更には連邦当局と合衆国財務省の折衝により、漸く1943年末に懸案は解決されたのである⁽⁵⁵⁾。

上述した様にスイスには人道的救助活動で著名な赤十字国際委員会I K R Kが存在する。スイス（殊にジュネーブ出身）人を優先する閉鎖的なこの私立団体も、世界大戦の経過の中で連邦当局との関係を深め協調せざるをえない。当委員会の戦時救助活動基準は、1929年改訂の戦時捕虜に関するジュネーブ条約におかれた。当条約は中立国スイスの中立的救助団体I K R Kの権限を確認したのである。そしてこの両者の関係は、一つには激増する戦時救助費をいかに充当するかに関わった。合衆国赤十字社を除き交戦国赤十字社から当委員会への処金が漸減していく中で、連邦当局は、中立法違反を懸念しながらも恒常的に処金を行なわざるをえない。1939—45年に連邦当局処金を筆頭としたスイス諸企業、団体そして個人の寄付金によって、当委員会活動費の55%が充当されたのである。更に当国赤十字活動において特筆すべき事柄はスイス赤十字社S R Kが難民の中の児童救助を精力的に実施したことであろう。当大戦期中S R Kはユダヤ人児童を差別しながらも6万人児童の救助に従事したのである。こうした連邦当局と当委員会の不即不離の関係は、この二機関双方の要職に就任した人々例えばE. デアラーや後にはM. プチピエールの活動から醸成されたのである⁽⁵⁶⁾。

14520（1943年）17906（1944年）そして10055（1945年）人と、戦局の変化とともに増減する民間そしてその他の難民問題を、スイスの三言語圏の有力9新聞はどのように報道したのか。特徴的なことはドイツ、オーストリアに接しているドイチェシュヴァイツの4紙では、世界大戦期中当問題に関する記事量は圧倒的に少ない。これはスイス人が自国をあくまでも通過国とみなしたからであり、更に当問題についての没記事は難民の爾後の安全に必要と判断されたからである⁽⁵⁷⁾。当大戦期において殊に国境に殺到する難民処遇については、「国家理性と人間性」の間に、連邦議会批判でみられたように、国政人と市民の感情と行動とに、懸隔が存在したことは事実である。これは終戦後漸次解消されていった。

ナチスにより大量に虐殺されたユダヤ人に比べて「語られざる」ロマ、シンティやイエニシュの少数民族の世界大戦中の被害も少なくはない。これら非定住流浪民族はすでに1906年からスイスへの入国は抑制されていた。ワイマールドイツでも彼らに対する差別は「ツィゴイネル政策」として実施された。ナチス期にこの迫害は決定的となり、優生学的判断による断種手術が、そして1938年12月「ツィゴイネル疫病撲滅のため」「当人種除去のツィゴイネル問題規制」が通達される。当政策はその後ユダヤ人対策、当人種問題の最終解決と軌を一にして展開された。アウシュヴィッツでは20982人のツィゴイネルが煙と化し、オーストリアのロマ人の75%は殺された。しかもこれら人

種の殺害数についての報告は少数かつ不正確で、犠牲者数は25万から150万人の幅を示している⁽⁵⁸⁾。

1944年8月25日A. ラインハルトはドイツ領ワルブートから暗がりに乗じてラインを渡ったがスイス警察により逮捕される。事情聴取の結果密入国行為は彼がシンティ人であり断種を恐れ、収容された病院を脱けだしたことが判明した。更に彼はスイス在住の母親に会うために渡河を試みたことを陳述した。警察当局は彼の入国を拒否し、彼はアルザス経由でドイツに送還され、ダイムラーベンツ工場で強制労働に従事し1945年3月ローテンフェルス収容所に送られる。彼は再び脱走を試みたが同月30日に逮捕されSSのK. ハウガーにより（生理刑と推定される）即刻死刑の判決、執行がなされた。当SS士官は1960年までドイツ各地に潜伏し、1961年逮捕され、ラインハルト更にはフランス戦時捕虜殺害の罪により7年の禁固刑が宣告された。これら少数流浪民族に対してスイス国内旅行の許可が認められたのは漸く1972年である⁽⁵⁹⁾。

1940年5月ドイツ軍は中立国オランダに侵攻する。ウィルヘルミナ女王を先頭とする王国政府はロンドンに移り亡命政府を設置する。当国は帝国オランダ委員会（委員長はオーストリア人A. ザイス・インクヴァルト）により統治される。当占領地域でも莫大な軍資金調達のためナチスは様々な方法を使うが、ユダヤ人を抹殺しその資産を没収するために組合わされた手段が、交戦国双方の民間人交換にユダヤ人を登場させ、更に彼らに有償出国を示唆することだった⁽⁶⁰⁾。

交換実施において、帰還希望の在外国ドイツ人と第三帝国からの出国希望外国人の数には、圧倒的に前者が多いことが明らかになる。ナチス当局はこのため、更には資金創出の目的のためにも、ユダヤ人を利用する。彼らの多くはオランダからベルゲンベルゼン強制収容所に移されていたが、出国希望外国人とみなされる。出国用南米諸国の旅券或いはパレスチナ証明書はスイスから発送されたが、ナチス当局がこれらを受取り、支払可能なユダヤ系オランダ人に販売した⁽⁶¹⁾。更に1942年からスイスは、ナチス当局が行なうユダヤ人の自由権買取り Freikauf 身代金問題に卷込まれる。SSのヒムラーはヒトラーから「外国通貨による身代金」獲得の了解を取付けたのである。

連合国側は、スイスを中心とするユダヤ系オランダ人出国のためのナチス当局の奸計を察知し、それに関わった当国官僚そして銀行家約80人のブラックリストを作成した。これら仲介者の中でもオランダ通貨委員会に出向していたW. ビュヒの行動は際立っている。彼は銀行家ユダヤ系オランダ人ゲッツと共同して300—500万フランの出国資金により500—700人のユダヤ人脱出を企画した。1943年末オランダ亡命政府も了承したスイス銀行からの融資金利用によるこの大胆な企画は結局連合国側の反撥により実行されなかった⁽⁶²⁾。

オランダにおける自由権購買、身代金事件については実際の1/3と推定される387件（1940—45年）が提示された。ナチス当局は当手段により約300万フラン（15万ドル）を収奪したと推定される⁽⁶³⁾。脱出成功例は極端に少なかった。では脱出希望者と仲介人とはいかに接触したか。1942年

ビュヒから出国可能が通告されたJ. マイヤー家（5人）は彼に21万フラン相当のダイヤモンドとSBC預金中の5万フランを彼に託す。同じくファンエッソ家（男子2、女子2人）も20万フルデン相当のダイヤモンドを彼に提供する。1943年4月22日両家族はアムステルダムを出発する。しかしこの逃避行は「裸で狼群の中を行く」冒険だった。結局彼らはケルンで逮捕され強制収容所送りとなる。マイヤー家の男子2人とファンエッソ家の娘一人が生き残った。なおビュヒはマイヤー家から35%の手数料を受領している⁽⁶⁴⁾。

D. 結語

1938年4月1日スイス連邦会議は、生活必需品の国家的供給確保についての法を制定し、翌年8月30日、ドイツ軍のポーランド侵攻を目前にして、国家防衛、中立維持についての法を制定し、「統合的中立」維持の権限を全面的に連邦参事会に譲渡したのである⁽⁶⁵⁾。当法によりスイスは同年10月からドイツとフランスの、1941年からは合衆国の「保護供与国」Schutzmacht となり全方位的中立国となった。こうした国際的緊急の中で当国はいかに行動したのか、UEK叢書はこの観点に留意しながら、スイスはその地の利を存分に生かしながら存続した状況を描いた。

近代世界における凡ゆる組織体の基本原則は「存続を目的として、特定基本法を認める人間が参与しながら、組織内外政策を施行する有機的集団」と一応定義することができよう。これは国家にこそあてはまる。ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、デンマーク、ノールウェーそしてフランスが怒濤の様なドイツ軍の攻撃に耐いえず悉く敗北し去った時期に、スイスこそ中立を維持しながら存続することのできた数少ない国家の一つであった。当国中立政策は交戦国双方からの批判もものかわ成功したのである。「生存こそスイス人にとり最高の政策」であった⁽⁶⁶⁾。確かに「どちらでもない」地位は、いかに戦局が変化しようとも「どちらにもつく」ことが求められる極めて緊張の高い地位であり、微妙な状況である。そして当国はこの状況を選び続けた。UEK叢書は、自由抑制国家はついには沈むというヨーロッパ史の潮流に棹さして、小舟ながらも沈むことなく航行した乗組員と乗客の歴史書なのである。当叢書出現を契機として21世紀初頭において関係諸国がEC共同体的規模で当時期における夫々の行動史を「百科全書」的に作成することが求められよう。更に外国からの当国への賠償要求への対応そして当叢書刊行への批判に対しても「オクレテモシナイヨリワマシ」Meglio tardi che fa niente と答えるだけであろう。即ち数万冊の文献、世界10ヶ国の公私信書、資料そして博物館の資料を使い、個別企業史更には「歴史の中の個人」史を豊かに提供することに成功した当叢書各著作にも、勿論真実 vérité に迫りえなかった恨み批判は起るであろう。できる限りこれに近づくことを希求していた、当委員会委員長ベルジールの次の言葉こそ本論文結語そのものである。

「でも皆様、我々にはまた心せねばならぬ、受入れねばならぬ限界もあります。全ての努力によっても問題の全ては解決されません。即ち、客観的には多くの情報源が決定的に不足しているため、主観的にも、夫々の世代はそれ個有の光に合わせて問題を考えるからなのです。歴史の中で真実、とりわけ一つで全てを満たす真実などありません。そこには精々明晰 *clarté* があるだけでしょう。でもこの明晰こそ我々が提示しようとするものです。このようにして我々は使命を達成しようと思うのです」⁽⁶⁷⁾。

注

- (1) Bundesbeschluss betreffend die historische und rechtliche Untersuchung des Schicksals der infolge der nationalsozialistischen Herrschaft in die Schweiz gelangten Vermögenswerte, vom 13.Dezember 1996.As 1996, 3487.
- (2) G. J. Rickman, *Swiss Banks and Jewish Souls*, New Brunswick (U. S. A) 1999,XI-XVIII. 121-36.194-202. (Rickman, *Swiss Banks*). 歴史上でも執念・持続の民族として名高いユダヤ人の、粘強いスイス銀行に対する復権要求の経過を詳細に叙述した本書を、細部まで紹介することは本論文ではできないので、適所において本書に言及する。
- (3) 小田滋、石本泰雄『解説条約集第7版』、東京 1997. 661f.
- (4) E. Bonjour, *Geschichte der schweizerischen Neutralität*, 9 Bds. Basel 1968-1976.
- (5) UEK, *Die Schweiz, der Nationalsozialismus und der Zweite Weltkrieg-Schlussbericht*, Zürich 2002.
- (6) UEK Bd. 4,70.Note 105.
- (7) 工藤章『20世紀ドイツ資本主義』、東京1999, 282. 416f.
- (8) UEK Bd. 3,Tab. 25,53.54.
- (9) *Ibid.*, Tab. 18.27.
- (10) *Ibid.*, Tab. 17.
- (11) UEK Bd. 10,99-103.116-19.Abb. 25.30.UEK Bd. 25,15.
- (12) UEK Bd. 4,Tab. 5.91ff. Graph. 8.9.
- (13) *Ibid.*, 142-45.
- (14) UEK Bd. 5,79-86.Tab. 2.14.23.25.更に Bd., 3.Tab. 8.Bd. 10,Abb. 30.
- (15) UEK Bd. 6,265-73.Tab. 1-10.
- (16) *Ibid.*, 60-72.
- (17) UEK Bd. 11,82.165-76.256-62.259-301.
- (18) *Ibid.*, Tab. 1.23.
- (19) *Ibid.*, Tab. 20.21.22.
- (20) *Ibid.*, 494-503.
- (21) *Ibid.*, 582-86.
- (22) *Ibid.*, 615-20.776-79.872f.
- (23) 主な著作は次の様である。R. ヴィッカー著原康訳『国際金融界の内幕』、東京1975. C. ビュッヘン

- バツハ著織田正男、倉田勝弘訳『スイス銀行の秘密』、東京1979. J. R. フェーレンバツハ著向後英一訳『スイス銀行』、東京1979. N. フェイス著齊藤精一郎訳『秘密口座番号』、東京1983. J. ジーゲレル著萩野弘巳訳『スイス銀行の秘密』、東京1990. G. ドレップ著駒込雄治、佐藤夕美訳『国際決済銀行の戦争責任』、東京2000.
- (24) UEK Bd. 16,35-40.Tab. 21.
- (25) Ibid., Tab. 8.10.209-17.
- (26) Ibid., 131-38.UEK Bd. 21,73f. 94f.
- (27) UEK op. cit., 176f. 307.
- (28) UEK Bd. 14,40-46.101-26.150ff.
- (29) Ibid., 203-17.223f. 227-33.f. Vischer, Der Handel mit ausländischen Wertpapieren während des Krieges und die Probleme der deutschen Guthaben in der Schweiz sowie der nachrichtenlosen Vermögen aus rechtlicher Sicht, im UEK Bd. 19(2).27f. 34-39.
- (30) UEK op. cit., 351-65.
- (31) UEK Bd. 12(2)所収の付録 Anhang 7.の1931—46年の生命保険契約現在高統計は貴重な資料である。
- (32) Ibid., (1).73-79.307-17.
- (33) E. L. Dreifuss, Die Geschätstätigkeit der Schweizer Lebensversicherer, im UEK Bd. 19,241-50.UEK op. cit., (1) 423-32.Tab. 29.30.
- (34) Ibid., (2).553-58.Tab. 34.634-50.UEK Bd. 13.110-16.UEK Bd. 15.122-26.
- (35) UEK Bd. 13,Tab. 4.2 6.1.
- (36) UEK Bd. 25,67.Tab. 5.175-85.187-99.
- (37) UEK Bd. 2,14.
- (38) Ibid., 165-81.211-31.
- (39) UEK Bd. 9,Tab. 4.
- (40) Ibid., 154-74.383-430.
- (41) Ibid., 190-203.
- (42) Ibid., 311-26.Vischer, Der Handel...im UEK Bd.19(11)44-47.
- (43) UEK Bd 1,23-28.Anhang 1.
- (44) Ibid.,108-115.121-27.144-64.Tab. 5.
- (45) Ibid., Tab. 6.7.410-15.K. Sieh, Rechtsfragen zum Handel mit geraubten Kulturgütern in den Jahren 1933-1950, im UEK Bd. 19,181ff.
- (46) UEK Bd. 15,178-82.
- (47) Ibid., Abb. 4.Tab. 5.10.
- (48) Ibid., 377-87.
- (49) Rickman, op. cit., 277.UEK Bd, 17,30f. Tab. 1.2.
- (50) UEK Bd. 23,38-41.
- (51) UEK Bd. 17,100.139-47.385-90.
- (52) Ibid., 128.403.422.A. A. Häsler, Das Boot ist voll...Die Schweiz und die Flüchtlinge 1933-1945,Zürich 1967,139-47.
- (53) UEK op. cit., 203-11.

- (54) Ibid., Abb. 1.Tab. 5.
- (55) Ibid., 285-92.
- (56) J-F Golay, Le financement de l'aide humanitaire:l'exemple du Comité International de la Croix-Rouge, Thèse. Berne 1990.63-66.UEK op. cit., 335-49.362F. UEK Bd. 24,35F.
- (57) UEK Bd. 8,129-36.
- (58) UEK Bd. 23,53.61-68.R. ヘス著片岡啓治訳『アウシュヴィッツ収容所』、東京1999. 252-55.
- (59) UEK op. cit., 81-84.100.
- (60) UEK Bd. 24,43f.
- (61) Ibid., 37-40.
- (62) Ibid., 84-90.
- (63) Ibid., 148.
- (64) Ibid., 101.172.
- (65) UEK Bd. 10,417.Bd. 17,393.
- (66) 本論題の副題は、2001年チューリッヒ工科大学でベルジール教授との会話の折筆者が使った諺である。
- (67) J-F Bergier, Une Commission Indépendente d'Experts:pour quoi faire? im Die Schweiz im Zweiten Weltkrieg:Forschungsstand, Kontroversen, offene Fragen:Informationsveranstaltung an der ETH Zürich, 27.Mai 1977.Kleine Schriften Nr. 32,46.

(2003年1月14日受理)